平成２３年（フ）第１２号
鹿児島県霧島市国分広瀬２丁目３番27号
債務者　上浦　伸一
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１９７４号
さいたま市北区宮原町１丁目644番地　メルロＢ201
債務者　小野　　修
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９７５号
さいたま市北区宮原町１丁目644番地　メルロＢ201
債務者　小野　睦美
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５２号
さいたま市南区辻２丁目３番16号
債務者　橋田　裕和
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６９号
埼玉県幸手市栄２番８―505号
債務者　野竹　佳恵
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９２号
埼玉県新座市菅沢２丁目５番23号　パークホーム菅沢201号室
債務者　塚田　博康
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０９号
埼玉県蕨市北町１丁目７番12号　高田ハイツ306号、旧住所埼玉県川口市大字木曽呂908番地の６
債務者　大嶋　幸史
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１４号
埼玉県上尾市緑丘４丁目４番２―404号、旧住所さいたま市南区沼影２丁目12番１―610号
債務者　矢島　恭子（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２１号
埼玉県川口市芝富士１丁目16番15号
債務者　小名坂英隆
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５１号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室2278番地92第２サンライズ伊奈207
債務者　中野　和典
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９号
奈良市芝辻町24番地　小潟アパート
債務者　岡田紀佳子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１９０号
岩手県北上市和賀町岩崎23地割28番地
債務者　堀内　正子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１９１号
岩手県北上市和賀町岩崎23地割28番地
債務者　堀内　喜幸
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第２０６２号
埼玉県戸田市本町１丁目３番５―604号
債務者　小林　綾子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０８１号
埼玉県川口市大字峯1169番地の２　朝倉荘202号
債務者　朝野　広二
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１８８号
さいたま市桜区大字白鍬21番地８
債務者　藤田　　濃
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１８９号
さいたま市桜区大字白鍬21番地８
債務者　藤田　　紫（旧姓豊田）
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係